

四街道市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則            (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)            2～16 (略)</p> <p><u>17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)            2～11 (略)</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p>	<p>附 則            (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)            2～16 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)            2～11 (略)</p>

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する  
場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13・14 (略)

12・13 (略)